

日本社会における「父性原理」再考

窪 龍子

実践女子大学人間社会学部

I. 研究課題

父親は「社会的存在」と言われる。かつてミード (Mead, M.) が「父親は社会的発明である」と述べたように、父親のあり方は、母親のあり方よりもさらに社会的影響を受けている。父親は子どもが社会化されていく過程で必要とされるため、子どもにとって、その時代の社会を映し出す鏡であり、社会の一部を体現している存在だといえよう。

ところが、馬場(1984)が指摘したように、1965年(日本語訳1972年)のミッチャーリヒ(Mitscherlich, A.)の『父なき社会』の出版を契機にして、「当時の社会病理・家族病理としての父権の弱体化、父親機能の喪失が人々の注目を引くようになり、フロイド以来、再び父子関係の持つ重要な意味が問われだした」のである。しかし、館(1984)によれば、「1944年にフロイドとバーリングガム (Freud, A & Burlingham, D.) が、戦災孤児となった子どもたちを収容したハムステッド保育所において、父親不在の空白を埋めるための努力が全く払われていないことを警告したが、その後30年たっても事態は変らなかった」というのが実情であった。

日本の家庭生活においても、1960年代の経済成長期以降、多くの父親たちの生活時間はほとんど仕事にとられ、育児の担い手としては期待されず、また今日に至るまで期待できずにきたのである。松本(1984, 1987)は、本来「父性原理」と「母性原理」は相補的關係にあるべきだが、当時(経済成長を目指していた1980年代)は、社会的にも文化的にも父性原理が弱まっていたため、母性原理は歯止めを失い肥大化しているため、父性原理の要素は強調される必要があると「父親不在」を嘆いたのである。

さらに馬場は、臨床場面で「フロイド以降、治療技法としてより母性的・育成的態度が重視され、発病の原因としては、発達的により早期の母子関係が関心を惹くようになった。それと歩調を合わせて、心の発達理論に占める父親の影響力が影を薄くしていった」と指摘している。今日においても、「父親不在」よりも、長谷川(2005)や斎藤(2008)らが報告しているように、母親の子どもに対する過剰な一体感が子どもを束縛し、健全な成長を損なっている事例は少なくない。

1993年度の第40回日本小児保健学会において、庄司らにより「わが国における父親研究の動向」と題する演題が発表された。副題に「過去20年間の日本小児保健学会での研究発表の推移」とある

ように、同学会における父親に関する発表を調査したものである。それによると、最初の発表は1973年の大塚によるものであったが、母親を調査対象として「父親の育児への協力度」を調べたものであった。初めて父親を調査対象としたのは、筆者らによる1981年の「父親の育児に関する認識と実践」であった。同年の同学会において、総演題数375題のうち「父親」とタイトルにあったものは僅か2題(0.53%)であった。翌年の同学会においては、総数361題のうち8題(2.22%)にまで増えたが、10年後の2003年においては、総数291題のうち4題(1.37%)と減少している。さらに10年後の2013年は、総数240題のうち5題(2.08%)であった。同学会の発表のみが、わが国の父親研究のすべてではないことは当然であるが、同学会において、ここ20年間に父親研究が大幅に増えたとは言いがたい。

今日、女性の社会進出が進む中で人々の意識も変わり、父親の育児における役割も以前とは比べものにならないほど必要とされるようになってきている。いわゆる「イクメン」がもてはやされ、街中でベビーカーを押す父親に出会うことは珍しいことではなくなった。2008年からはスウェーデンの育児用品メーカー主催の「スタイリッシュ・パパ・コンテスト」も開催されている。このコンテスト応募条件は、同社の父親も使える機能的な抱っこひもを利用していることである。

一方、父親の育児休暇の制度は制定されても、厚生労働省によると、2011年(平成23)の父親の育児休暇の取得率は、わずか2.63%と低いままである。

子どもの健全な成長のためには、いつの時代も、母性と父性の両方が必要であるが、今日、それらは十分に満たされているのであろうか。父親が社会を映す鏡であるなら、相変わらず育児の主な担い手は母親であるということが、今の「日本社会の現状」であるといえよう。なぜ、父親は育児に関わろうとしないのか。日本社会における「父性原理」のありようを検証する。

Ⅱ. 父性原理と母性原理

父子関係の理論については、1900年に発表されたフロイド(Freud,S.)の「エディプス・コンプレックス」が有名である。しかし、河合(1977)は、日本の社会においては「母性原理」が強く、「エディプス・コンプレックス理論」は、そのままでは日本人には当てはまらないと指摘している。つまり、日本の思想文化は、アマテラスの時代から「母性原理」が優位であったため、日本には母性原理に包まれた父親が多く、「父性原理」を体現する父親は少ないというのである。

河合(1977)のいう、父性原理と母性原理の違いは、表1にまとめたとおりである。父性原理では、社会的に良しとされるもの、あるいは強いとみなされるものだけを認めることで、わが子の個を確立させ、鍛えることを目標にしている。それに対して、母性原理では、どのような子どもであろうと捨てたりはせず、すべてを包み込んで一つと捉え、その場の調和を図り、すべてのものが大切であるとしている。母性は子どもをありのままに受け入れ、父性は子どもにあるべき姿を求めることになる。従って、父性原理に従えば「良い子だけがわが子」となり、母性原理では「わが子はすべて良い子」となる。

表1 父性原理と母性原理の相違点

	父性原理	母性原理
1	切斷原理 (自他の違いを解らせる) 「良い子だけがわが子」	包容原理 (原初的母子一体の世界) 「わが子はすべて良い子」
2	文化的社会的存在 (外的空間)	自然的存在 (内的空間)
3	ロゴス (意志的) 目標に向かって強力な権威で集団を支配・統率	エロス 集団内の緊張を処理し、調和・統合
4	原理原則主義 筋を通す	臨機応変主義 感じ、つなぎ、結ぶ
5	個人主義 個人の自我の強さ	共同体原理 個人の自我の弱さ 情緒的な契約 母性的親切 平等に進級 終身雇用制 年功序列
6	キリスト教とその社会 イスラエルの宗教、イスラム教	日本の宗教的伝統と社会
7	破壊し、伸びる芽を摘み取る 努力しない者、能力のない者、弱い者を切り捨てる	何もかも呑み込んでしまう恐母 山姥、鬼子母神、魔女

滝口(1984)によれば、日本人にとっては普遍的ともいえる母子関係の原型は「阿闍梨コンプレックス」と呼ばれるものである。そこには理想化された「母なるもの」との一体感と、その一体感を求める「甘え」とが存在する。

「甘え」については、土居(1971)も、『甘えの構造』において日本人特有の精神構造を解き明かしている。社会における一般的な人間関係においても、母子関係と同じように、相手に依存し親密さを求めるといえるものである。例えば、学校が同窓であるとか、同県人であるとか、共通の知り合いがいるとか、何らかの共通点を見つけると、甘えられる対象であると認識するのである。そうなると、母親がそうであるように、口に出さなくても自分の思いに応じてくれるはずと期待してしまうのである。これも「母性原理」の表出とみることができる。

日本の社会においては、会社組織を維持するために、誰にでも平等な「年功序列」、すべての従業員を守る「終身雇用」の方が受け入れられやすく、西洋社会では年齢に関係なく個人の能力を第一に重んじる「能力主義」の方が納得されやすいのである。

Ⅲ. 歴史的に見た父親像

松本(1987)は、江戸時代の国学者、加茂真淵(1697～1769)と本居宣長(1730～1801)を対比させて、それぞれが父性原理と母性原理を強調していると指摘した。二人は師弟関係にあり、日本の神話などの研究を通して、ともに日本の古代精神のあり方を明らかにしようとしたのである。真淵は、万葉集の研究を通して古代の精神は「高く直き心」であり、これを「ますらをぶり」として、そのありようを高く評価したのである。ところが、万葉集から古今集にかけて人々は古の心を失って「たをや

め」になったことを嘆いている。それに対して、宣長は「もののあはれ」こそ人間の本性に根ざして、それは女々しくおろかなものであるが、男らしくきりっとするのはやせ我慢に過ぎないと、真淵のいう「たをやめぶり」が日本古来の姿であると主張したのである。

日本社会において、日本の父親はどのような存在であったのか、いくつかの文献に描かれた父親像を通して、古来からの「父性原理」のありようを探ってみる。

1. 奈良・平安時代(710～1185)の父親像

(1) 支配者層の父親像

奈良・平安時代は、6世紀に大陸から伝わった儒教道徳による家父長制度が成立した時代である。日本の律令においては、母親に対しても孝を求める比重が中国よりは大きかったとはいえ、中央集権化が進むと、女帝は姿を消していった。

支配者層の父親は、父親であると同時に権力者であった。『栄花物語(1034)』や『紫式部日記(1010)』などによると、藤原一族が権力拡大を図り、子どもはそのための手段とされることが多かったことが分かる。それがまた子どもの幸福につながることも考えられたのであろう。貴族社会では、男児は支配者層の一員として育てられ、女兒は入内してやがて男児を産むことを期待されて育てられたのである。このように、父性原理を示す「(権力拡大に役立つ) 良い子だけがわが子」と考える父親は少なくなかったと思われる。『続日本後紀(855～869)』『日本三代実録(892～901)』『蜻蛉日記(～974)』『成尋阿闍梨母集(1071～)』などによると、この時代は一夫多妻制で妻間婚であったため、子どもは母親のもとで育ち、母親との結びつきは大変強いものであったが、父子の接触は多くはなかったようである。

一方、山上憶良は、8世紀前半の万葉集(巻題五)で、「瓜食めば子ども思ほゆ 栗食めばまして思ほゆ 何処より来たりしものぞ 眼交ひにもとな懸り手て 安眠し寝さぬ」「銀も金も 玉も何せむに 勝れる宝 子に及かめやも」など、子どもを想う有名な歌を数多く残している。また紀貫之は、女性を書いたものとして『土佐日記(935)』を著したが、その日記には「都へと思ふをもの、かなしきは かへらぬ人のあればなりけり」とあるように、土佐で亡くした女兒を追慕する歌が詠まれている。藤原兼輔は『後撰和歌集(951)』で「人の親の心は闇にあらねども 子を思ふ故にまどうぬるかな」と詠み、藤原実資は、1011年ごろ55歳の時にもうけた女兒を溺愛したという(『大鏡(1122)』『栄花物語(1034)』)。そこには、父親であっても「母性原理」による心情の発露をみることができる。

(2) 庶民の父親像

721年には、嫡子制度が庶民のレベルにまで浸透していたことが、現存する戸籍簿によって分かる。しかし、この時代の庶民層の生活は悲惨であった。家庭生活を営むどころか生きていくことさえ容易ではなく、子殺し、子捨て、子売りなどは日常茶飯事であったという。戸主が債務奴隷、逃亡者、浮浪者となって、一家離散や父子流離も珍しくなかったのである。7歳の子どもを「神」扱いにする民族信仰によって、貧しさゆえの子殺しや捨子に対して、親は心の安まるよすがを得たという。山上憶良も「貧窮問答の歌」において、当時の庶民の悲惨な状況を詠んでいる。

『続日本紀(794～797)』や『日本霊異記(826)』は、仏教に基づく因果応報の話が主流で、父

子の縁は深いこと、親には孝を尽くさねば巡り巡って災いがあることなどの話がある。時の支配者は、庶民に対して、あくまでも父母や祖父母を敬い従うべきであると「孝道」を説いた。戦乱時に捨て子や浮浪児があると、貴族が拾って養子にしたが、「親子の道をなさしむ」として「孝」を強要し、奴婢に近い直属の労働力として使ったのである。当時の家父長制度や各個人に班給された口分田制度など、現実の厳しい生活が、親子の自然な愛情までゆがめてしまっていたようである。

その一方で、万葉集には「防人に立ちし朝明の金門出に 手離れ惜しみ泣きし子らはも」（巻第十四）など、父親である防人が大君の命により任地に赴く時、率直に自らの父母や妻子を想って詠んだ歌が数多く残されている。

2. 鎌倉・室町時代 (1184 ~ 1602) の父親像

(1) 武家社会の父親像

鎌倉・室町時代は武士の時代である。武家社会においては、主君に忠節を尽くすことが第一であり、家名を重んじ一門の誉れのために死を軽んじた。貴族の二の舞を踏まぬように質素儉約を旨とし、武家の日常生活は単婚家族で営まれ、建前としては一夫一婦制で、嫁入婚が行われていた。彼らの精神生活を支えたものは、父性原理に基づく仏教であった。1232年に制定された「御成敗式目」の第一条にも「神仏に対する崇敬」をあげている。

鎌倉時代の公的記録である『吾妻鏡』の1192年の条には、「凡そ武略の家に生まれ、弓箭に携はるの習は、身を殺すことを痛まず、偏に死を至さんことを思ふは、勇士の執るところ所也」とあるように、武士は毎日、武芸（主に弓馬）修練に明け暮れた。武家は主家に対して、「家」を通して親子代々一門一族で仕えたのであるから、「家」内での足並みの乱れは許されなかったのである。家長の権限は絶対であり、子は親に従うべきものとされ、親の命令に反する子は親子関係を絶縁された。

『両家訓』をはじめとして、教育の基となった家訓が、わが国には各層にわたって224篇も残されているという。例えば、『世鏡抄 下 第二十五 親子大法之事』には、親の教えが記されているように、父親は子を言葉や家訓をもって厳しく訓戒し、名実ともに一人前の武士に育てたのである。武士は、いつ何時、戦に駆り出され命を落とすか分からなかったからこそ、一門を存続させるために、父親は子どもを厳しく教育し、いつでも父子の代替わりができるように備えていたのである。『保元物語(1185)』の中で、源為朝は「大將軍の前にては、親死に子撃たるれども顧ず、いやが上に死に重なって戦ふのが坂東武者の習」と言っている。武家社会では父性原理に基づく典型的な厳しい父親を理想像としていたといえよう。まさに父性原理による厳しい教育が父親自身によって行われたのである。

その一方で、『方丈記(1211)』には、大地震で6.7歳の子どもを亡くした武士が大声をあげて悲しむようすが描かれ「勇敢な武士でも人目をはばからず嘆くのも尤もなことだ」と同情している。しかし、この部分は後の人が書き加えたという説もある。もしそうであるなら、父性原理を具現している武士に対して、後世の人々は母性原理に基づく優しい父親像を求めたということになるだろう。

(2) 庶民の父親

庶民の多くは農民で、相変わらず貧しい生活であった。「安寿と厨子王」の物語に象徴されるように人身売買が絶えず、疫病の流行や課役も厳しかったが、徐々に村々では農業技術の改善が行われ

たり、寄合制度や百姓請など、自治体制を整えていったりした。工芸や商業が発達すると、農業から独立するものも出始め、室町時代には、商業が栄え外国との交易も行われるようになった。仏教が広まり、庶民の間でも教育熱が高まったが、教育の担い手は、家長である父親であった。『庶軒目録』や狂言「いろは」においても、父親が子どもの教育にあっている。庶民の間でも家父長制度は強く、無住の『沙石集(1283)』に「夫は妻子を育む」とあるように、妻は夫に従い夫が離婚権を持ち、娘の婚姻には親の許しを必要としたのである。全責任と権限をもった父親が死んだり、蒸発したりすると、たちまち母子は路頭に迷うことになった。

『御伽草子(1555頃)』の中の「鉢かずき」は、母親を亡くなる時にかぶせた鉢が頭から取れなくなり、父親は「かたわになって」と嘆くが、継母の言うままに娘を家から追い出してしまう。「一寸法師」は、翁と媼が住吉大明神に祈願して子を得るが、12,3歳になっても背丈は一寸しかない。二人が「化物同様のあの子をどこかへやっ飛ばしておう」と言っているのを、法師が聞いて家出するのである。男児が尊ばれ、健常でない子どもは親からも捨てられたと思われる。すなわち、「(親の役に立つ)良い子だけがわが子」とみなされ、支配層と同じように、親に役立つ子どもであることが求められたのである。同時に、物語の中では、親に捨てられた主人公たちは最後には幸せをつかむという筋立てに、「母性原理」を垣間見ることができるといえよう。

片岡(1988)によれば、今に残る謡曲の中に描かれている親子の話は、親の子捨てから子探し親探しへと変化しているという。現実の親子関係も、近世へ向けて「小家族」としてのまとまりを見せるようになり、子どもを守るのは「巫女」などの霊能者ではなく、母親や父親の指導力へと変わっていったのである。世の中が少しずつ安定し、親子関係も自然な姿を保てるようになっていったのであろう。

3. 江戸時代(1603～1867)の父親像

一口に江戸時代といっても、その時々によって、社会経済状況や世相は異なる。士農工商の身分のほかに、公家、神官、僧侶、山伏、学者、医者など、人々に教育的影響を与えた身分や、賤民という最下位に位置づけられた身分もあった。さらに幕府は、儒学のうち封建的秩序を維持するのに都合の良い朱子学を官学としたが、他に陽明学、神道、水戸学、漢学、洋学、国学、心学などが学ばれていた。

(1) 武士階級における父親像

江戸時代も武士の時代であった。武士の子どもは三民の上に立つ者として、文武両道の厳しい教育を受けた。徳川家康『東照宮御遺訓(1616)』、稲葉迂斎『幼児輔佐の心得(1736)』、上杉鷹山『輔儲訓(1775)』『蒙養訓(1796)』など、特に身分の高い武士にあっては、教育論は家老などの養育係に向けて書かれている。

一般的な武士教育は、両親、養育係、儒学校などにおいて行われた。江戸幕府が出した『武家諸法度』は、「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事。分を左にし武を右にするは古の法なり。兼備せざるべからず」から始まっている。家長である父親は、この法度や家訓によって訓育に力を入れて子弟の教育を行ったのである。その教育は、その「家」の子というだけでなく、「藩」や「国」に役立つ子であるようにという認識から大変厳しいものであったという。

(2) 武士以外の父親像

江戸時代の農民は全人口の8割の達するといわれる。その農民においても、庄屋から小作、水呑みに至るまで多くの身分があり、家長制度にも縛られていた。初期のころ、農民が学問をすることは禁じられたが、やがて忠孝の志を起こすために教育の必要性が説かれ、子どもは寺子屋や教諭所、郷学校に通うようになったのである。

農民の子どもは、家庭教育や寺子屋の後には、若衆組、若衆宿、五人組制度などによって社会的訓練を受けた。商工にあたる町人は、初歩的な読み書きそろばん以外は家を減ぼすもとと考えられていて、5,6歳から寺子屋へ通い、10～13,4歳になると、商人は丁稚奉公に、職人は他人の親方のもとへ弟子入りした。そこで20歳くらいまで厳しい職業訓練を受けたのである。

この時代には、さまざまな教育書が書かれているが、大きく分けると二通りある。一つは厳しく育てるのを良しとするもので、もう一つは穏やかに諭すのが良いとするものであるが、双方とも父親を家庭責任者としている。

1) 厳しくしつけるのを良しとする教育書

- ① 香月牛山『小児必用養育草 (1703)』：世間の父母、その子の愛著にひかれて、わが子は何事もよきとばかり思えて、誉めそやし、姑息をもて育つる類の者多し。かく姑息をもて育ちたる児は、地下がかりの風とて極めて悪しき風俗となるなり。
- ② 貝原益軒『和俗童子訓 (1710)』：およそ子を教ゆるには、父母厳にきびしければ、子たる者、おそれ慎みて、親の教えを聞きてそむかず、ここを以て、孝の道行なわる。父母やわらかにして厳ならず、愛すぐれば、子たる者父母をおそれずして、教え行われず、戒めを守らず、ここを以て、父母をあなどりて孝の道たたず。
- ③ 常磐貞尚『民家分量記 (1721)』後編『民家童蒙解 (1734)』：百姓は地の配当にて、農業を大事に勤めるのが天より与えられた職分を尽くすことになる。身分の違いを教え守らせることが基本であり、子どもの教育は幼い時から我儘を言わせないことが肝要である。
- ④ 農家に生まれた儒者の小町玉川『自修編 (19世紀初頭)』：父、慈悲の心をもって子を育するは、これ父の道なり。愛に二つあり。姑息の愛あり。正道の愛あり。婦人女子の愛を姑息という。父は父の道を尽くすべし。その道を尽くすときには、あに不孝の子あらんや。
- ⑤ 中村弘毅『父子訓 (1811)』：とかく子を教えて、よくせんと願わば、まず父母ともに、よく身を慎み、道を行うべし。いずれ教えといえ、先ず己れをおさめ、身を以て教うべき事なり。上より民を教えたまうも、威勢を以て厳に命じたまいても、上の好みたまわざる事は、下必ず従わざるものなり。親の子を教うるも、実は皆親の行いにあり。
- ⑥ 農家出身の農学者大蔵永常による『民家育草 (1827)』：小児も木に譬うれば、始め二葉にかいわれぬる時は、人間の生まれ立てたると同じ事なれば、ずいぶん養育し、漸々一、二年たち、枝葉多くなり候節、添え木致し結い付け、その内に悪しき枝はかきとり、年々、右のごとく手入れせば、成木の後は、すぐなる木になるものなり。

2) 穏やかに諭すのを良しとする教育書

- ① 山鹿素行『山鹿語類 (1663～65)』：父子の道は天性なり。天性というは、しいていたす所にあらず、

自然にかくの如くなるを以て天道の性のままなる事をいえるなり。父の子における、極まり無き愛憐あるを以て、大小事巨細の事まで、子の作法の残るところなからんことを欲して、何事をも切諫厳しく戒むる時は、父子の間必ず隔心出来て、事をかくし偽る事になり行くものなり。

- ②江村北海『授業編(18世紀半ば)』：書を授くるに、父兄の膝元へ引きつけて、厳格に授け、覚えぬ時は呵りもし、或いは打ち叩きもするは、悪しき教え方にはというにはあらねども、余は左様にするを好まず。その訳いかにならば、畢竟いまだ弁えなき小児の事なれば、書を読むことは難儀なる事とは思えども、読まざれば父兄に呵らるることの恐ろしさに、是非もなく読むというになりて、そのした心に書籍を厭い嫌うようになる。
- ③手島堵庵『我つえ(1759)』：親の身として子を愛せざるはなけれども、愛するに了簡違ある事多し。さればとて、きびしくするは猶よろしからず。いかにというに、子の心に、「愛してかく厳しきし給う」とおもう子は少なきものなり。けっく、心ひがみて、恩寵やぶれ、親子の間うとく成り、不幸者にする類、ままたる事なり。
- ④柴田彦三郎『世わたり草(1788)』：親子は、愛敬いて怠らず、身を修め家を斉うを以て務めとすべしと聞けば、忽なれば子孫の栄えも心もとなし。さればとて、厳しすぎれば心そむく。唯静かに道理を教ゆべし。
- ⑤脇坂義堂『撫育草(1803)』：幼稚の者を養育るは、威厳するがよろしきと申す人の候。これも一理ある尤もの事に候えども、やはり温和にそだつる方に及くはなしと存じ候。その故は、童は知にくらきものに候えば、親たる人あまり厳しければ、恐れ親しまずして、良し悪しともに隠し包みて、ただ恐がるのみにて心服をせぬものに候えば、なに事も兎角やわからかに申し聞かせ、よく呑み込み心服いたし候様に、随分温和にそだて上げ申しがよろしきと存じ候。

以上のように、双方の教育書に共通するのは、子どもがかわいいのは親の自然の気持だが、情に流されてはいけない、子どもは教えなければ立派には育たない、それをしないのは親の責任だという点である。「婦女子の愛は姑息」というのは、「母性原理」による「すべてのわが子は良い子」という可愛がり方を戒めたものであろう。家庭教育の責任者は家長(父親)であるとの認識は共通していたと思われる。けれども、儒教色の強かった江戸時代においても、庶民の間では穏やかに諭すのを良しとする「母性原理から離れない人たちがいたのである。

4. 明治時代(1865～1912)の父親像

明治時代になると、新政府は家父長制で家庭のあり方を律していったが、士農工商の身分制度が崩壊し、廃藩置県など社会的環境はそれまでとは全く違ってきた。1889年(明22)に、大日本帝国憲法が公布され、天皇を君主とする中央集権体制が整えられていった。1890年(明23)教育勅語、1898年(明31)家族法、1904年(明37)国定修身教科書が制定された。

1900年(明33)の小学校の就学率は、男子90%、女子70%にも達していた。教育が普及し、西洋の情報が入ってくると、それまでと代わって母親教育の要請が強まったりして、家庭教育の在り方に変化が生じてきたのである。1901年、東京女子師範学校附属幼稚園内フレーベル会によって創刊さ

れた雑誌『婦人と子ども』は、母親に良妻賢母を勧める記事が中心であった。

(1) 上流社会の父親像

1901年(明34)、読売新聞社編伊藤文友館から出版された『家庭の教育』は、それ以前に読売新聞に掲載された記事を一冊にまとめたものである。冒頭は「内親王御教育の御事」であり、最後は実践女子学園学祖下田歌子の記事で締めくくられている。各界の著名人、教育者の談話、ひいては庶民の良くない事例など61篇の記事で構成されている。新しい家庭教育はいかにあるべきかが問われていた時代のものである。以下に、その内容をいくつかの観点から分類し引用する。

1) 一夫多妻制

1871年(明4)に発布された戸籍法では、結婚を自由にするとともに、1898年(明31)の改正民法の発布まで、妾を妻と等しく二親等として入籍すること、つまり一夫多妻制を認めていたのである。それでは、まともな子弟教育はできないと批判する記事は多い。

- ①「加藤弘之翁躬行実践を以て模範を示す事」：誰人子を愛せざる者あらん、子を愛して又誰人か子の賢を欲せざる者あらん、親の賢を求むる此の如く多くして子の賢なる此の如く少くは何ぞ。教育は躬行模範を示すにあり。仮しや妻女に淑徳ありとも、仮しや其子の伶俐なりとも、妾を蓄えて放蕩を戒め、盃を含みて禁酒を説くが如きは、将来何の益あらんや。
- ②「川村伯家庭に関して談話せし事」：我が国では昔は厳格であったが今日では段々いけなくなって、妻子の前をもはばからず、芸者に戯れたりして、随分不体裁な仕打ちをやっても恥じる色のない者がいる。これではとても子供のしつけは難しい。
- ③「尾崎顧問官長上尊敬を旨とせる談話の事」：彼の大久保、西郷、木戸などといふ人も一人として女を持たぬものはなかった。可成ならば一夫一妻主義で行きたいものである。
- ④「青山学院長本多庸一氏家庭に関する談話の事」：現今の知名の士のうちには随分真人間でない者が多いから、其が子供の躰け方の行届かぬのは当然の理であらう。私は男女同権主義よりも、寧ろ家庭教育のために一夫一婦説を主張し、夫が妻に対する待遇法を改めたいと思ふのである。
- ⑤「故某子爵家の迹愈々紊乱せる事」：貴賤上下を通じて、今の社会に最も弊害を逞しうするものは大抵閨門の紊乱せることとして、是がために家庭の調和を破り波乱を惹起すは、人の屢々見るところにして、一夫一婦は誰しも口に其可を唱ふところなれども、實際之を実行するものは不幸にして甚だ鮮く、殊に此弊害の由来上流社会知名の紳士に多きは最も歎ずべき事なり。

2) キリスト教主義

武士道に代わって、キリスト教を指針とした記事もある。

- ①「河瀬枢密顧問官女子教育にキリスト教を取るを可とせる事」：女子の心事を改良し、社会の道徳を勧め、家庭教育の裨補とするのは基督教を奉ぜしむが一番よろしからうと思ふのである。
- ②「片岡健吉氏家庭談の事」：昔は武士道があって、忠孝を基として何事も教へ込んだものであって、武士道に外れることは厳しく戒めてあったが、其が廢れてからは殆ど定規とするものもなくなり、又体面を重んずることもなくなった。然るに私は基督教を信じてからといふものは、武士道と同一義のものであることを発見した。今日の社会では聖書は実に士君子の則るべき武士道で、天が我々に職を授けた以上は、我々は其本分を守って誠を神にささげ、一に聖書によって正邪を

判断しなければならぬ。西洋に行ってみると、其家庭の教育も大に趣を異にしている。西洋の家庭には愛といふものが溢れていて、それから見ると日本の可い家庭といっても、おしなべて嚴格の方ばかりで、どうも愛といふことが乏しい様である。

3) 女性の実情

女性に関しては、次のような記事がある。

- ①「西洋諸国婦人体育の事」：日本婦人の習慣として、顔は色白きを尚ぶの結果、蒼白からんことを希ひて、却って血色の健やかなるを恨とし、四肢双頬の肉付きたるを嫌ひて、只管に瘦せんことを祈る。其極運動を好まず、一室に閉居して、婦人と言へば孱弱其者の化身かと疑はしめ、相率ひて不健全なるを喜び、絶えて天真爛漫の淑女なきは国家の原動力に影響なしと謂ふべからず。西洋諸国にては全く之に反し、其腹部を圧迫するの風習は笑ふべきに似たりと雖も、其他は総べて發育の自然のなるを可とし、かりそめの歩行にも日本婦人の如く胴を折り前屈みになりて行くとは異にして、肩と胸とを張りて闊歩するなり。
- ②「西村茂樹翁が家庭談の事」：女子の教育は大に考へねばならぬ事で、近頃文部省は訓令を發して、女学校に定期的試験を行はず、平素の学業成績を見る事に改正したが、之は適当な事と思ふ。華族女学校は、学課も寛かであらうと思つた處が、意外千万にも規則が嚴重で、学課も中学以上高等中学にも及ぶ位であつた。華族といへば其家庭では随分寛にしてあるのに、学校では至極嚴重であるせへか、女生徒の苦しみが多かつたと見え、私が行つてから後も続々病人が出て、二年頃には死ぬものすら多く出てきた。男の生徒にも此無試験法を行はがよいかどうか、未だ俄には分らぬが、身体は丈夫にさせたいものである。日本人は規則正しい事を嫌つて、自由の行動を好むといふ性質があるからであらうが、夫れから見ると劇劍などは至極興味があつて筋骨を鍛へられ身体に益があると思ふ。

4) 教育の担い手

- ①「川村伯家庭に関して談話せし事」：兎に角人物を作るには男よりも女の手を煩わす方が多いと思う。天人の豪傑となつたのは無論母の性を享続いたものに相違ない。其の母となる婦女子の教育法の大切なことは言う迄もない。
- ②「江原素六氏家庭に関する談話の事」：まず家庭教育といへば母親の方が主導であるが、西洋では総じて非常に子どもを可愛がるが、その威嚴といつたら比べようがない。
- ③「青山学院長本多庸一氏家庭に関する談話の事」：日本の家庭で第一の欠点と思はるるのは母たる人に威嚴のないことである。これは畢竟母其ひとの教育が足りぬ結果である。
- ④「前大審院長三好退蔵氏が家庭改良に関する談話の事」：御用で独乙に行くことになつたのを幸ひ妻を伴つて出發した。日本の家庭教育における子女教育がいかに因循で家事經濟のことが不完全極まつていて、これではとても駄目だと思つたから宜しく西洋の法を採つてこれを改良しようと考えた。第一今日の父母はまだ子供を仕込む資格において欠けて居る。
- ⑤「郁文館中学校長棚橋一郎氏の家庭に関する意見並びに実行の事」：氏の家庭には彼の絢子女史といへる賢婦人の母堂あり。
- ⑥「杉浦重剛氏（大日本中学校校長）舊に泥まず新に走らざる事」：私の家には幸ひ妻の母が居る

ので厳しく子供を育て、くれるから、先づ之に托している。

- ⑦「河瀬枢密顧問官女子教育にキリスト教を取るを可とせる事」：家庭の教育を掌るものは男子にあらずして、主に婦人の手に任せねばならぬ。
- ⑧「岸田吟香翁が家庭と風俗に対する意見の事」：私は子供の世話を家内に任してあるが、妻は能く衛生の事に気を付けている。
- ⑨「清岡枢密顧問官が家庭に対する意見の事」：私は元来子供はあまり好かぬから、子供の面を見ることも稀であって、大抵妻が引き受けている。

5) 教育内容

- ①「三輪田真佐子女史が家塾の事」¹：三輪田女史が教育は賢母良妻を作るにあれば其教ゆる處は自然を旨とし能く人生に適するを以て主とし専ら実践躬行を尊ぶ。実に女子の嫁入り道具は貞操の心さへ備はれば整ふものなるを、天下の人、道具なしとて其女の縁なきを憂ふるぞ愚の至なれ。
- ②「副島枢密顧問談話の事」：私は先づ男子には廉恥を骨子とし、女子には貞操を以て精髓とする。
- ③「尾崎顧問官長上尊敬を旨とせる談話の事」：女子教育、これは又男子のと少し違っている。柔順の道を教へるのが肝要で、女大学の一行でも宅で教へるようにしたいものである。
- ④「郁文館中学校長棚橋一郎氏の家庭に関する意見並びに実行の事」：家庭は徳育の道場であるから、徳は人に責むべからず、という原則を守って女大学でも何でも自由に活用したらよいのである。
- ⑤「杉浦重剛氏（大日本中学校校長）舊に泥まず新に走らざる事」：女子教育に至っては、此はまた大問題で一口に言はれる訳のものでもないが魂さへ拵へておけばそれで可い。
- ⑥「清岡枢密顧問官が家庭に対する意見の事」：殊に小学年令から十四五歳までは、最も家庭教育の大切な時であらう。今は小学校で修身其他を教えるのみである。殊に不完全と思はれるのは体育のことである。随って私は家庭教育のうちで衛生を第一にしたいと思ふ。学問の方は孰れも世話なしで、能く勉強して別段喧しく言ふにも及ばぬ位である。但書は学校ばかりでは如何にも拙で、手紙一つ書けぬ始末であるから、休日に師匠を呼んで手習だけは殊に習はせてある。昔藩では、苟も侍の家に生まれた者は、弱い者でも強い者でも、一様に武ばった武道を学んだもので、今日天保老人などといふ者が、皆割合に丈夫なのは此武道を学んだお蔭である。

6) 教育方法

下田歌子は、家庭と学校の連携を主張している。

「家庭教育の必要に就いて下田歌子女史の談」：唯此に一の母親たる人々に向かって望むべきは出来得る限り屢々学校を参観せられ度事是なり。蓋し教育とはしづかに温めて卵の孵化を期するが如き徐に培ひて草木の成長を望むが如く、決して一朝一夕にして之が効を収むべき者に非ず日本にては母親たる者も未だ欧米各国の如く他出の自由十分なる訳にもあらざるべ出れば此大切な未来の国民最愛なるわが子の教育の為に一二回なりとも学校参観に來られ度ものなり。斯くして学校と家庭の連絡さへつけば第二の議論は自ら明瞭なるべし、即ち家庭と学校と其方法方針を同じくし一致協同して其不足の處を補助しくるれば宜し。

¹ この記事の冒頭に「北に跡見花溪女史あり、南に下田歌子女史あり、其中央に在りて、共に我邦女子教育の泰斗と称せらるるを三輪田真佐子女史となす」とある。

7-1) 寛厳どちらにすればよいのか迷いがあるという記事

- ①「杉浦重剛氏(大日本中学校校長) 舊に泥まず新に走らざる事」：今の社会はいはば過渡時代であるから、家庭の教育といってもよほど難しい。封建時代の武士気質でもいけず、少しは当世風に育てねばならぬ、そこが大いに手加減ものであらうと思う。今では四民混同であるから何うも野卑になるようである。
- ②「副島枢密顧問談話の事」：昔は武士の家では藩々によって夫々規定が有ったもので、其に応じて厳重に教育をしたが、今日の時勢では無論昔流に出来ぬ場合も多い。総じて子どもの育て方は、その性質によって趣を異にしなければならず、一概には言われぬが、寛厳その宜しきに従うことを得て、初めて成功するものである。厳にしたからと言って善くなる訳のものでもなく、どうも此々と鑄型のようにはしにくいものである。
- ③「江原素六氏家庭に関する談話の事」：あまり放任でも困るが規則づめなもの却って発達を阻害するおそれがある。
- ④「独逸老帝鞭撻を嘉せる事」：我邦の子弟を待つ率ね温和主義を取りて、手を其の頭に加ふる事をだになさず、鞭撻必ずしも嘉すべきにあらずと雖も、亦男子教育の一法ならん。独逸の如きは、到所の教場教師の鞭を堤げざるものなく、先年嘉納治五郎氏の彼土に巡遊せし時、屢教師の鞭を揮ひて生徒に臨むものあるを見たりと、記して暫く其可否を世の有識者に質す。

7-2) 子どもは厳しく育てるべきだとする記事

- ①「松方伯子息の教育に厳なる事」：富巨万を墨ぬと称せらるゝも、其の子を督励するに鞭撻極はめて厳にて、子息の幼時に、之を教育する毫も仮借する所なく、嚴冬と雖も襦衣、足袋、手袋の類を穿たしめず、身に纏はしむるは僅に薩摩緋の綿入羽織、同じき上着及び紋羽の長襦袢の三枚に止まりしといふ。
- ②「谷子爵児孫に厳かなる事」：小学校卒業は手元に置いて育てるのがよい、家庭の法と言え、寛厳のうちからどちらかを選ぶのだが、厳にすれば十のうち七分までにはうまくゆき、寛の方は七分が悪くなって三分が善くなる。
- ③「豪商今村清之助氏昔を忘れざる事」：氏が貧しかった若い時を忘れず、二人の子息を高輪邸よりお茶の水の高等師範学校付属小学校に送るに当たっても、己が昔の辛酸をかたりて二里余の道も決して車に乗らしめず、風雨の日と雖も徒歩にて通学せしむ。
- ④「尾崎顧問官長上尊敬を旨とせる談話の事」：私も始は放任主義を取った一人で、あまり厳しくは育てなかつた。然し此の放任主義と言ふのも考へもので、どうも大きくなってからは我儘になりとても始末に行けぬ。過度の干渉も可くはないが、然し戒めねばならぬ事は、びしびしと戒めんければならぬと思ふ。
- ⑤「岸田吟香翁が家庭と風俗に対する意見の事」：全体子供の子育て方は寛にするよりは厳にする方がよいやうに思ふ。現に左伝²にも子を育てるは猛なるに如かずとしてあるから、厳にすれば間違は少ないやうに思ふ。

² 孔子の編纂と伝えられる歴史書『春秋』の代表的な注釈書の1つ。紀元前700年頃から約250年間の歴史が書かれている。通称『左伝』(さでん)。

7-3) 子どもは優しく育てるべきだとする記事

- ①「尾崎行雄氏児に優しき事」：氏は有名な気取り屋で立憲政治家であるが、家庭にありて家族と団らんするところを見れば全く異なる人にて、令息令嬢と共に相戯れて毫も気取れるところを見ず。
- ②「神鞭知常氏の細君子女に叱責を加へざる事」：学齢に及ぶまで幼稚園へは送らずして、母親の手許に置いて十分保育するなり。細君は其の幼児に対して決して叱責がましき小言を言はざるを以てその躰け方の特色とし、若し過ちなどあれば、露に譴責懲戒することなく、密かに一間に呼入れて子女の頭を撫で、いと物静かに問糺しまたは教へ誡しむるなり。
- ③「教育家久保田讓氏放任主義を取れる事」：氏の庭園は専ら児子の為にし、見る限りは一面の赤裸々たる広芝生なり。友人は十分選択せしむるも、いったん害なしと認めたる上は其の意に任して聊かも其の交遊を阻むことなし。
- ④「郁文館中学校長棚橋一郎氏の家庭に関する意見並びに実行の事」：氏は一家族、塾生、奴婢を養ひて、楽しく、暖かき家庭を作り居れる。
- ⑤「石黒忠恵男家庭に関する談話の事」：人世普通の楽しみといふものは、一家仲良く団欒して和気家に充ちているのより楽しいことはあるまいと思ふ。総体余の考へでは家庭の教へにはちと窮屈だけれども昔の武士風の教へがよいと信ずる。唯武士風でいけないのは主人と家来の関係と経済のことだ。傭人に余と妻とは旦那様奥様と言はせるが倅と娘とは若様だのひい様だのといふことは禁制で可成名を唱へさせる。女は音楽はピアノを学んで居り元よりよくは出来ぬが自分姉弟や我等夫婦を楽しみむるには足る。
- ⑥「長与専斎翁嘘を戒むる事」：私の育て方は、どちらかと言ふと、些と甘い方である。厳父慈母と云ふから、父は厳格の方が当然であらうが、又親しみが欠けるようでも可けん。私は常に子供を集めて、親の前で遠慮なく思ふ所を言はして、所好なことをさせるように仕向けている、又食事も平等である。

以上のように、百家争鳴、さまざまな子育て論が行きかたつた時代であった。

(2) 庶民の父親像

前掲の『家庭の教育』には庶民の話もあり、「東京下谷の金貸の乱脈な家庭の話」「偏頗な愛情が家を亡ぼし身を誤らせた話」が掲載されている。前者は金欲のほかは義理人情もない父親が子どもを駄目にする話であり、後者は気弱な父親が女房天下の母親に押し切られる話である。

1878年(明11)、イギリスの女性旅行家イザベラ・バード(1831～1904)は、『日本奥地紀行』を出版した。その第十三報(続)「夜なべ仕事」の項に「薄明かり」と題する報告がある。そこには「子供たちは遊んでいる時でさえ騒がしくはなく、夕暮れに男たちが外から戻るとようやくあたりが活気づく。風呂からはパチャパチャという湯の音が聞こえてくる。それが終わると男たちは幼な子を抱っこしたり一緒に遊んだりする」とある。また「父親の慈愛」と題する報告には「私は、わが子をこれほどかわいがる人々、歩くときに抱っこしたり、おんぶしたり、手をつないだり、子供が遊ぶのを眺めたり、新しい玩具をしょっちゅう買ってやったり、行楽や祭につれて行ったりする人々をこれまで見たことがない。彼らほど子供がいないと心満たされず、よその子供たちに対してさえそれなりの愛情と心づかいでもって接する人々も見たことがない。父親も母親もわが子を自慢にする。毎朝六時ごろになると、一二

～一四人の男たちが低い塀に腰掛け、二歳にもならない子供を抱いてあやしながら、どんなに発育がよく利口かをひけらかしている。その様子は、見ていてこの上なくおもしろい。どうやら、子供のことがこの朝の主な話題になっているようである。(中略) 人々はいくつかの理由で男の子の方が好きではあるが、女の子にも同じように慈しみと愛情を注いでいる。子供たちは、私たちからみるとあまりにもおとなしく礼儀正しいが、顔つきにも振る舞いにもとても好感が持てる。また、実に素直で従順であり、自ら進んで両親を手助けし弟や妹をととても思いやる」とある。バードは、いかに父親が子どもを可愛がっているかを暖かく描いているが、何に対しても好意的であったわけではない。同じ題目のところに「男の子はみな頭でっかちに見え、特に幼児の場合、異常に大きく見える。それは生まれて三年の間は丸坊主にするというぞっとする慣習のせいでもある。(中略) 大きな頭におかしな髪型をしたこのような[大人になりたての]少年の重々しくもったいぶった感じはこの上なく滑稽である。この大半を剃った頭が、いつもツルツルで清潔なら問題はないのだが! 疥癬、しらくも、たむし、目ばちその他、気持ちの悪い発疹のような病が流行っているのは、厭わしく、見るに忍びない」と散々である。ほかにも日本人の貧弱な体型、皮膚の色、細長い目などをこき下ろした上に、歩き方がおかしいとか、西洋の服は似合わないなど、辛辣である。このような否定的な記述があるからこそ、父親に関する描写は、お世辞ではなく事実であったろうと推測できる。

5. 大正・昭和初期(1912～1945)の父親

明治時代に制定された家父長制度は、資本主義の世の中の流れ、西洋の家庭のあり方に対するあこがれ等によって徐々に崩れ始め、自由な気風の大正デモクラシーと呼ばれる時代となった。しかし、同時に第一次世界大戦、米騒動、関東大震災なども起こっている。

前述の雑誌『婦人と子ども』には、1911年から1916年まで「若き父」の名で民主的な考え方の父親が、わが子の観察記録を連載している。その中には「小学校に入ってから4日目か5日目の事でした。私がついて小学校へ送っていく途中、電車の扉で小さい手を挟まれた時、家でこんなことがあったら、それこそ大変な騒ぎをする所なのに、ベソをかきながらも、泣かずに堪へ通したのを見て、私は、どんなに心の中で泣かされて、どんなに心の底で強められ励まされたことです」という記述がある。1920年の同誌では、内務書記官田子一民が「良夫賢父」を求め、1922年誌では、東京市視学佐々木吉三郎が「子どもを理解することが親たるつとめ」といっている。さらに1922年の「二人の父」と題する記事は、幼稚教諭の観察記録である。教育熱心ないずれも商人の二人の父親は兄弟であるが、その教育方針は早教育主義と自然尊重主義に分かれ、お互いに譲らないというのである。前者は「私共の子供は何にでも、興味をもって質問しました。私は、子供だからとか、うるさいとか、といふ考から誤魔化しを教へるといふことは出来ないのであります、正確に知識を受けたいと思ひ、つとめて平易に教へました」と言い、後者は「子供は子供らしく自然の法則に従って伸ばしてやりたいです、子供は大人の師匠と申すが如く子供ほど利口なものはありません、教えずともよく知っております、名前などのむずかしいものは大きくなれば自然と判ってきます、小さい時からヤイヤイ云ふて教へては身体を損ふ許りで、何の役にも立ちませぬ」と主張している。この二人の父親の考え方が両極であっても、儒教精神で子どもを律しようという姿勢は見られない。

高平平三郎編集『児童研究』では、1914年に「家族全員がお互いに思いやりの心を持たなければならない。子どもを厳格に叱るというようなことは努めて避けるがよい」とある。このように、子どもに関する雑誌においては、子どもを中心とした子育て論が盛んで、「父親は厳しくあれ」という主張が目立たなくなってきた。子どもを理解することが大切とされた時代であった。

ところが、昭和に入って、世界恐慌が日本にも波及すると、世の中は一転して、大正時代の反動のように軍国主義の道を歩み始めた。そこで求められたものは、国家のために教育されたお国のための子どもである。政府は「家庭教育振興に関する件」という訓令を出し、特に母親に子育ての責任の重さを強調した。父親が戦地に行っていなくても、子どもの教育に困らないようにという国の姿勢がみられる。

多くの人々は「忠孝」の精神に逆戻りしていった。榑崎浅太郎は、その著書(1933)で、「東洋の盟主として正に雄飛せんとする意気と希望に燃えている」「幼児は父母を中心とする家庭の環境の下で、就中母の至愛の懷で養育すべきである」と述べている。『婦人と子ども』を改題した『幼児と教育』誌が1941年に調査したところによると、12幼稚園のうち8園が「皇国民」の精神を養うことを教育目標としたとある。後藤岩男は「子どもは現代においては教育されるべきもの、国家の子どもとして発見された」と述べている。1940年、波多野完治は、「二十年程前に私共が親に育てられたときは、私共は親をこわいものとして大きくなったものでした。父親は二十年のうちに途方もなく甘くなって居ます。今日では叱るのは母親であって父親ではない。父親は唯可愛がる丈です」と、子どもの入試に必死になる母親のようすを述べ、母親による子どもの心の育て方は駄目だと批判している。

このような時代背景にあってもなお、軍国主義に染まろうとしない父親もいた。1931年、松本亦太郎は「子女は天より父母に信託されたもの、自分の子女が善い人間性、真の人間性、美しい人間性を体現する人になって呉れば満足」と述べ、奥平英雄は「子にまことに愛されない父親は、何の目的を以て現代の生活苦に処するのでせう。子は母の愛のみによって育つものではなく、父はこの愛なくしては到底円満に生き得ない」と述べている。

IV. 考察

1. 支配者層における父性原理

奈良・平安時代の支配者層においては、藤原一族に代表されるように、自らの権力拡大のために、子どもを政争の具とする「(父親の役に立つ) 良い子がわが子」とばかり「父性原理」に基づく心性の父親は当然のように存在した。鎌倉時代は、武士が支配者になった時代である。武士の子は家名を守り、主家に仕えるためには死を恐れず、武芸に励んだのである。そこには明らかに「能力のない者、弱者を切り捨てる」父性原理が働いていた。子どもを教育したのは父親であった。江戸時代になると、戦国の世は終わりを告げ、主君のために「いつ死んでもよいように」という教育は、弱まったようだが、「家」のため、「藩」のため、「国」のために文武両道の教育は続いていた。「武士道」を重んずることは、「父性原理」の表出につながる。

封建社会の支配者層にあつては、世に君臨するために、「目標に向かって強力な権威で集団を支配

する」という父性原理を第一とするのは常である。奈良時代の貴族社会から江戸時代の武家社会まで、例外ではなかったであろう。

その一方で、山上憶良や紀貫之のように子どもの存在そのものを愛した父親も確かにいた。彼らは、子どもの存在そのものが宝だと良い、子どもをあるがままに愛する父親は、まさに「母性原理」優位の心情を典型的に表している。また、『方丈記』に、子どもを亡くした武士が人目もはばからず泣くという場面を描くことで、「父性原理」が優位の時代にあっても、「母性原理」の心情表現を忘れないのである。日本社会における「母性原理」の根強さを知ることができる。

2. 庶民層における父性原理

奈良・平安時代において、庶民の生活は悲惨なものであった。それでも嫡子制度は行き渡り、仏教の教えとともに、時の支配者に従うことを強要されたのである。貧しい庶民の親たちは、貴族とは違う意味で「(親を助ける) 良い子はわが子」という「父性原理」を持たなければ、その時代の社会を生き抜くことは難しかったと思われる。鎌倉・室町時代においても、庶民は生活苦にあえいでいたが、時の支配者に「孝道」を説かれ、父母・祖父母に「孝」を尽くすことを強要された。庶民の間でも家父長制度は強いもので、教育は父親によって行われたが、健常ではない「一寸法師」や「鉢かづき」などの弱者は切り捨てられたのである。親の生活を維持するため、子どもは犠牲となって「(親に役立つ) 良い子はわが子」とされたのである。

その一方で、万葉集の防人の歌には、親子の情愛にあふれた歌が少なくない。そこからは「母性原理」に基づく父親の心情を読み取ることができる。さらに、「父性原理」によって切り捨てられた「一寸法師」や「鉢かづき」の物語は、ハッピーエンドで結ばれているところから、すべての者を救おうとする「母性原理」による心情を読み取ることができる。

江戸時代になると、庶民のために、幾冊もの育児書が出版され、教育のレベルの高さが伺われる。前述したように、この時代の育児書には「寛」「厳」の二通りの記述があるが、たとえ「寛」の育児書でも、四民の身分は明確に保ったうえでの話である。

「厳」に育てるといえるのは、幼少時より我儘を言わせず、しっかりとしつけるという教え方である。子どもに対する婦女子の愛は姑息であるから、父親が正道の愛をもって教えなければならないとしている。姑息の愛とは、「母性原理」のうち、ただ可愛がり甘やかす側面を指していると思われる。一方、「寛」に育てるといえるのは、父子の情は天性のものであるから、植物のようによく手入れをすればよく育つのである。教え方が厳しければ、子どもは怖がって、できることもできなくなり、ひがんだりする。親しみが大切であるとしている。

こうしてみると、江戸時代になって世の中が落ち着いてきたせいか、「厳」に育てるといっても、子どもがひとり立ちできるようにその手法が少々厳しいというだけで、支配者層にあった絶対服従の「父性原理」は見られない。教育の担い手は父親であっても、「母性原理」による子育ては大いに推奨されているところから、支配と被支配の関係で秩序を保つという必然性がなくなれば、「父性原理」は弱まるというのが、日本社会の特性であろうと思われる。

3. 明治時代における父性原理

明治維新以降、身分制度が崩れ、何を教育の指針とすべきが分からず混乱した時代となった。文明の進んでいるとされた西洋の情報が入ってくるようになると、その西洋での教育のあり方を手本としようとしたのは当然のことであろう。先述の『家庭の教育』（1901）には、その時代のように映し出されている。

まず最初に、1871年（明4）から1898年（明31）までの27年間、妻も妾も二親等とする法律のもとでは、子弟の教育などできるはずもないと、一夫一婦制を求める記事が多い。実際、上流社会では、妻子の精神的忍従、親族間の憎悪や争いなどが起こっていたのである。父親の権威も失墜したであろうと思われる。

一方で、キリスト教が武士道と同一義のものであると発見したという記事は興味深い。日本的なものから西洋的なものへの移行はたやすくはないのではないと思われるが、どちらも「父性原理」に基づくものであるとすると、納得がいくのである。

次に教育の担い手が父親から母親へと移ったことである。家庭教育では母親が主導であるとするが、日本の母親の現状では、西洋に比べてとうてい駄目だ、教育が足りない、という記事が目立つ。西洋の女性は歩き方も堂々として、自然のままに発育するのを可としているのに、当時の日本女性は、色白で痩せている方が良いという不健全なのを喜ぶ風潮があつて、運動を嫌い部屋に閉じこもっているようでは国家の原動力とはならない、という批判もあった。また、華族女学校では、厳しく試験をすると病気になったり死んだりする例もあるので、試験を止めてよかったというのである。当時から色白で痩せている女性を良しとしたという記事には驚くが、心身共にひ弱な女性も少なくなかったであろう。一方で、子どもの教育は安心して母親に任せているという記事もある。ただし、その母親とは、子どもからみると祖母にあたる。彼女らは、江戸時代に武士の娘としての「父性原理」の要素のある武家気質の教育を受けていた女性たちである。

教育の内容については、三輪田女史が「賢母良妻」をあげていることは、明治時代の女子のための教育は、将来、子どものために「賢母」でなければならないという所から門戸が開いていったことを裏付けるものである。同時に、父親が娘に求めたものは、貞操、柔順の道、徳、魂などであった。その他に、体育や衛生もあげられている。体育は、江戸時代までは、武士は武芸に励むことで体力を養うことができたが、明治になるとそれがなくなってしまったからであり、衛生は、当時の子どもたちの死亡率が高かったことによると思われる。

教育の方法については、「寛」「厳」どちらにすればよいか迷っているという記事が多い。その中に、講道館を創立した柔道の嘉納治五郎が、先進国のドイツで子どもの教育に鞭を使っているのを見てきたが、これの是非を有識者に聞いたという記事がある。柔道の修行は厳しいものであると思われるが、鞭による「父性原理」までは想像できなかったようである。

同書では、厳しく教育すべきという記事も多いが、その内容は質実剛健といったもので、冬でも防寒具は与えないとか、通学は遠距離でも歩かせるといっているのである。同書冒頭の内親王の話も、「箱根で、真夏の炎天下、日傘もささずに徒歩で散歩をしたことを手本にすべきだ」とほめている。これらは、「父性原理」による厳しさを示しているというよりも、やんごとなきお方でも庶民と同じことをなさるのだと

いう、「母性原理」のうちの一体感をくすぐる話法であろう。一方、「寛」をよしとするのは、何事も静かに言い聞かせたり、家では自由に遊ばせたり、何でも言わせたり、家族や雇人ともに仲良くするという「母性原理」を表した記事である。

庶民においては、バードの『日本奥地紀行』に記されたとおり、子煩悩な父親の姿は「母性原理」をそのまま体现しているといえる。子どもを大変可愛がっていて、厳しくしつけるという姿勢は見られない。

有地(1986)は、「明治時代から父親不在はあった」として、その理由を3つあげている。

- ①身分制度が崩壊して、父親の職業が固定した世襲制でなくなったために、父親が子どもに職業教育を行う必要性が減少したこと。
- ②母親の資質向上のために始まった女子教育がいきわたるようになり、さらには軍国主義の要請によって母親が家庭教育の主導権を握るようになったこと。
- ③学校教育の普及により、家庭教育の責任が軽減されたこと。

つまり、明治時代に入ると、それまでの「父性原理」による武家の時代の厳しい教育は必要性がなくなって、日本古来からの「母性原理」が活躍するようになったのである。

4. 大正・昭和初期における父性原理

大正時代でも貧富の差は厳然と存在した。しかし、この時代は、大正デモクラシーと呼ばれたように、上流社会であっても儒教道徳が排され、子どもを理解することが大切であるとする民主的な父親が求められたのである。「母性原理」の基づく父親である。

ところが、昭和に入ると事態は一転し、軍国主義に合った「国のための子どもが求められた。当然「父性原理」による教育である。また、父親が戦争に行っても困らないように、教育の責任者は父親から母親へ変わっていった。しかし、このような時代にあっても、軍国主義に染まらない父親も存在したのである。

5. 結論

以上、大まかにではあるが、日本社会における「父性原理」のありようを歴史的に概観してきた。

子どもの健全な成長には、子どもの存在をまるごと受け入れる「母性」と、子どもを社会に出すために訓練する「父性」とが必要である。母子関係を優しく見守りつつも、その一体感を断ち切り子どもを自立させ、理想的な人間像を追うのが「父性」であるが、日本社会の中では、その機能は弱いといわざるをえない。それに対して、西洋文化では、キリスト教の「父なる神」像をもっているのも、その機能は当然のこととして受け止められている。

貴族、武士、庶民という身分や仏教、儒教、キリスト教、デモクラシーなどの思想の影響を受けつつ、その社会で頂点に立ち支配者となった人々は、有利に生き抜くために「良い子だけがわが子」という「父性原理」を優先させる必要があった。しかし、そのように「父性原理」が強く働いた時代でも、必ずどこかに「母性原理」も顔を出していた。しかも、封建的な社会体制が崩れると、「父性原理」は弱体化するのである。

「父なき社会」といわれた1960～1970年代、日本の父親たちは「エコノミック・アニマル」と呼ばれ、仕事に邁進していた。その時、父親不在となった家庭で、受験勉強などを厳しく強いるのは母親であった。「父性原理」を体現していた父親は少なかつたと言わざるをえない。しかし同時に、前節で述べた1940年の波多野完治による父母の実態と重なる。わが国では、有地が指摘したように、明治時代から「父なき社会」であったのである。

松本(1987)は、「真淵のいった[ますらをぶり]と[たをやめぶり]という二つの人間観は、日本人の思想の流れにおいて、時に光となり影となって、昔から今日まで続いている二種の原型的人間観である。しかし、今日の日本ではどちらも正しく生かされてはいない。それは男性的・父性原理の弱小化と、女性的・母性原理の過度の肥大化という現代社会の病的傾向と密接に関わっている現象である」と述べている。しかし、日本社会では、ややもすると「母性原理」が肥大化しやすいのである。いわゆる「ひここもり」の一因にも、母性に守られすぎて、父性による社会的訓練が乏しいという生育歴があげられている。

第1項に記した「スタイリッシュ・パパ・コンテスト」は、父親の育児参加の手始めとして乳児を抱っこすることを勧めることは、核家族の中で孤独な子育てをする母親にとって頼もしく、家族形成に好ましいことである。しかし、正高(2004)が『二人目の母親になっている日本の男たち』で指摘したように、抱っこが「父性原理」を発揮する始まりとなっているかどうかは別問題である。父親自身が「母性原理」に充ちた中で育ってきたため、「育児の手伝いはした方がよいが、父親が育児に関わらなくても子どもは母親がいれば大丈夫」とどこかで思っているのである。つまり「母性原理」とは異なる「父性原理」の介入が必要だとは気付けない状況にあるといえる。日本の父親の育児休暇の取得率が低いのも、「父親研究」数が多くならないのも、そこに原因の一つがあるのではないだろうか。

歴史上の父親というと、すぐに山上憶良を思い浮かべるほど、憶良は有名である。また、バードの報告を読むとほっとする気持ちにもなる。それは「いつの時代も親の心情は変わらないものだ、日本の父親はいつも優しく子煩悩であった」と思って安心したがつているかのように思える。現代日本社会においても、「父性原理」の影は薄く、「母性原理」が優位に働いているようである。河合の指摘通り、「母性原理」は古来より脈々と生き続け、宣長のいう「ますらをぶり」、つまり「父性原理」は発揮されにくい社会であるといえよう。

参考・引用文献

1. 有地亨 1986『日本の親子二百年』新潮社
2. 奥平英雄 1935「父と子の映画」『幼児と教育』第35巻 3号
3. 片岡徳雄 1988『日本的親子観を探る』日本放送出版協会
4. 河合隼雄ほか 1977『母なるもの』二玄社
5. 窪龍子ほか 1988「日本の地小屋の歴史の変遷(その1)」日本総合愛育研究所紀要第23集
6. 窪龍子ほか 1989「日本の地小屋の歴史の変遷(その2)」日本総合愛育研究所紀要第24集
7. 窪龍子ほか 1994「父親の歴史」高橋種昭ほか編『父性の発達』家庭教育社
8. 後藤岩雄 1942『現代心理学と児童研究』厚生閣
9. 児玉幸多編 1967『日本の歴史・別巻5』中央公論社
10. 斎藤環 2008『母は娘の人生を支配する』日本放送出版協会
11. 佐々木孝次 1982『父親とは何か』講談社
12. 佐藤謙三校註 1960『今昔物語・本朝世俗部・上下巻』角川文庫
13. 庄司順一ほか 1993「わが国における父親研究の動向」第40回日本小児保健学会発表
14. 高島平三郎 1914『児童研究』第17巻
15. 武田勇吉校註 1950『日本靈異記』朝日新聞社
16. 館哲朗 1984「父親の病理—人格発達における父親の役割」馬場謙一ほか編『父親の深層』有斐閣
17. 次田真幸 1964『万葉集講説』明治書院
18. 土居健郎 1971『甘えの構造』弘文堂
19. 中根千枝 1974「父権の基礎と役割」『オヤジー—父なき社会の家族』ダイヤモンド社
20. 榑崎浅太郎 1933『日本教育的心理学』藤井書店
21. イザベラ・バード(金坂清則訳注) 2012『完訳 日本奥地紀行1』東洋文庫 819 平凡社
22. 長谷川一博 2005『お母さんはしつけをしないで』草思社
23. 波多野完治 1840『子どもの気持』第一公論社
24. 馬場謙一 1984「父とは何か—精神分析からみた父親」馬場謙一ほか編『父親の深層』有斐閣
25. 久木幸男ほか編 1977『日本子どもの歴史1～6巻』第一法規
26. 古市貞次校註 1985、1986『御伽草子・上下』岩波文庫
27. フレーベル会 1902～1941『婦人と子ども』第2～41巻
28. 正高信男 2004『二人目の母親になっている日本の男たち』主婦の友社
29. 松本滋 1984「父なる神と母なる神」馬場謙一ほか編『父親の深層』有斐閣
30. 松本滋 1987『父性的宗教母性的宗教』東京大学出版会
31. 松本亦太郎 1931『父母の態度』先進社
32. M. ミード(田中ほか訳) 1961『男性と女性—移りゆく世界における両性の研究』
33. 三谷栄一訳注 1960『土佐日記』角川文庫
34. もろさわようこ 1972『わわしい女たち』三省堂
35. 築瀬一雄訳注 1967『方丈記』角川文庫
36. 山住正巳ほか編註 1976『子育ての書1～3巻』東洋文庫 285、293、297 平凡社
37. 山本謙吉編 1959『日本詩歌集』平凡社
38. 読売新聞社編 1901『家庭の教育』伊藤文友館
39. 脇田晴子編 1985『母性を問う(上)』人文書院

追記：本稿は、かつて発表した論文(参考・引用文献 5,6,7) に大幅に加筆し、考察し直したものである。